

## 確 認 書

最高裁判所(以下「甲」という。)と日本銀行(以下「乙」という。)とは、甲がその所属の職員平高結衣(以下「丙」という。)を乙に派遣して行う民間派遣研修(以下「研修」という。)の取扱いについて、以下の事項を確認する。

### (目 的)

第1条 本研修は、丙に乙の業務を体験させることにより乙の機動的、効率的な業務の進め方、発想方法等を理解させることを目的とする。

### (期 間)

第2条 丙の研修期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

### (研修の内容等)

第3条 研修の内容並びに乙における研修指導者の氏名及び職名は、別紙のとおりとする。

### (研修の実施状況の把握方法)

第4条 乙は、研修の内容並びに進行状況、丙の受講の状況等について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

### (給与、出張旅費等の負担)

第5条 研修期間中の丙の給与は、甲が丙に全額を直接支給する。丙が乙の業務を体験することに伴って発生する丙の出張等の費用(外国出張を除く。)及び甲が丙に命じることで発生する費用についても原則として同様とする。ただし、本件研修の過程において、乙が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行(海外に関するもの)については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

### (服 務)

第6条 丙は裁判官としての服務上の規制(裁判所法第49条、第75条第2項及び第80条並びに官吏服務紀律第1条及び第3条ないし第5条等)をおつてるので、乙は、丙がこれに抵触するような事態が生じることのないよう、必要な配慮を行うもの

とする。

2. 丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(研修期間中及び通勤による災害)

第7条 丙の研修期間中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行うものとする。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(研修態勢)

第8条 丙は、研修期間中、乙の就業規則を尊重するとともに、研修のカリキュラムの遂行に当たっては、乙の研修指導者の指導、監督、助言等に従うものとする。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、研修に関する取扱いを協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙は、乙で知り得た機密を、研修中及びその終了後もこれを一切漏らし、または盗用してはならない。

2. 甲は、前項の定めを丙に遵守させるとともに、丙が前項に違反した場合には、誠意をもって乙と協議にあたるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

令和6年3月7日

甲 最高裁判所事務総局  
人事局長

徳岡治



乙 日本銀行

総務人事局審議役(人事運用担当) 奥野聰



(別 紙)

1. 研修の内容

[REDACTED]において、金融システムの安定のための諸施策に関する企画・調査に従事

2. 研修指導者

日本銀行 金融機構局 総務課長 矢野 正康